

<p>2</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第六号）以下「海防法」という。第九條の二（第六項）に規定する船舶の航行の安全を確保し、かつ、その航行の安全を確保するために必要な措置を講ずるに努むることを目的として、この法律を制定する。</p>	<p>二十六 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンボジット・ボイラー</p> <p>二十七 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウエイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ボルト・ナット型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置</p> <p>二十八 コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置</p> <p>二十九 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあつては、当該弁の遠隔制御装置</p> <p>三十 ばら積み液体貨物を輸送する船舶にあつては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置</p> <p>三十一 平成二十七年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十七年十月一日以後に建造し着手されたもの）にあつては、平成二十四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国（締約国となることを予定する国を含む。）が承認（当該条約の発効前の承認を含む。）をしたバラスト水処理装置</p>
<p>イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号以下「指標基準省令」という。）第一條第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) 載貨重量トン数（以下この表において「Dw」という。）が二万トン以上のもので、950.66Dw^{-0.488}</p> <p>(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもので、1.218.8Dw^{-0.488} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw-4,000}{16,000}$)</p> <p>ロ タンカー等（次に掲げるもの）で、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のために構造を有するものに限る。次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが二万トン以上のもので、950.82Dw^{-0.488}</p> <p>(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもので、1.219Dw^{-0.488} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw-4,000}{16,000}$)</p>	<p>一の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第二十七号から第三十一号までに掲げる装置（同項第二十七号から第三十一号までに掲げる装置にあつては、それぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限る。）並びに次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める性能</p> <p>一 令和二年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以後に建造し着手されたもの）（海防法第九條の二（第六項）に規定する二酸化炭素放出抑制指標（以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること）</p> <p>イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号以下「指標基準省令」という。）第一條第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) 載貨重量トン数（以下この表において「Dw」という。）が二万トン以上のもので、950.66Dw^{-0.488}</p> <p>(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもので、1.218.8Dw^{-0.488} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw-4,000}{16,000}$)</p> <p>ロ タンカー等（次に掲げるもの）で、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のために構造を有するものに限る。次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが二万トン以上のもので、950.82Dw^{-0.488}</p> <p>(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもので、1.219Dw^{-0.488} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw-4,000}{16,000}$)</p>
<p>二 平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から令和二年六月三十日までの間に建造し着手されたもの）（二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること）</p> <p>イ タンカー等（次に掲げるもの）とし、ロに掲げるものを除く。 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが二万トン以上のもので、975.04Dw^{-0.488}</p>	<p>ハ 指標基準省令第一條第四項に規定する液化ガスばら積船（以下「液化ガスばら積船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが一万トン以上のもので、873.6Dw^{-0.488}</p> <p>(2) Dwが二千トン以上一万トン未満のもので、1.120Dw^{-0.488} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw-2,000}{8,000}$)</p> <p>ニ 指標基準省令第七項に規定するばら積貨物船（以下「ばら積貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが二万トン以上のもので、750.1962Dw^{-0.487}</p> <p>(2) Dwが一万トン以上二万トン未満のもので、961.79Dw^{-0.487} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw-10,000}{10,000}$)</p> <p>ホ 指標基準省令第一條第八項に規定するコンテナ船（以下「コンテナ船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが一万五千トン以上のもので、135.8916Dw^{-0.301}</p> <p>(2) Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもので、174.22Dw^{-0.301} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw-10,000}{5,000}$)</p> <p>ヘ 指標基準省令第一條第九項に規定する冷凍運搬船（以下「冷凍運搬船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが五千トン以上のもので、177.0678Dw^{-0.244}</p> <p>(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもので、227.01Dw^{-0.244} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw-3,000}{2,000}$)</p> <p>ト 指標基準省令第一條第十二項に規定する一般貨物船（以下「一般貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが一万五千トン以上のもので、83.8344Dw^{-0.216}</p> <p>(2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもので、107.48Dw^{-0.216} (0.88 - 0.1 $\frac{Dw-3,000}{12,000}$)</p> <p>二 平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から令和二年六月三十日までの間に建造し着手されたもの）（二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること）</p> <p>イ タンカー等（次に掲げるもの）とし、ロに掲げるものを除く。 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが二万トン以上のもので、975.04Dw^{-0.488}</p>

- (2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,218.8Dw^{-0.488} (0.9-0.1 \frac{Dw-4,000}{16,000})$
- ロ タンカー等(次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが二万トン以上のもの $975.2Dw^{-0.488}$
- (2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,219Dw^{-0.488} (0.9-0.1 \frac{Dw-4,000}{16,000})$
- ハ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが一万吨以上のもの $896Dw^{-0.486}$
- (2) Dwが二千トン以上一万吨未満のもの
 $1,120Dw^{-0.486} (0.9-0.1 \frac{Dw-2,000}{8,000})$
- ニ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが二万トン以上のもの $769.432Dw^{-0.477}$
- (2) Dwが一万吨以上二万トン未満のもの
 $961.79Dw^{-0.477} (0.9-0.1 \frac{Dw-10,000}{10,000})$
- ホ コンテナ船(次に掲げるものに限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが一万五千トン以上のもの $139.376Dw^{-0.201}$
- (2) Dwが一万吨以上一万五千トン未満のもの
 $174.22Dw^{-0.201} (0.9-0.1 \frac{Dw-10,000}{5,000})$
- ヘ 冷凍運搬船(次に掲げるものに限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが五千トン以上のもの $181.608Dw^{-0.244}$
- (2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの
 $227.01Dw^{-0.244} (0.9-0.1 \frac{Dw-3,000}{2,000})$
- ト 一般貨物船(次に掲げるものに限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが一万五千トン以上のもの $85.984Dw^{-0.215}$

- (2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの
 $1,07.48Dw^{-0.215} (0.9-0.1 \frac{Dw-3,000}{12,000})$
- 三 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十九年十月一日から令和元年九月三十日までの間に建造し、平成二十九年の二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。)
- イ タンカー等(次に掲げるものとし、ロに掲げるものを除く。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが二万トン以上のもの $1,035.98Dw^{-0.488}$
- (2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,218.8Dw^{-0.488} (0.95-0.1 \frac{Dw-4,000}{16,000})$
- ロ タンカー等(次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが二万トン以上のもの $1,036.15Dw^{-0.488}$
- (2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,219Dw^{-0.488} (0.95-0.1 \frac{Dw-4,000}{16,000})$
- ハ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが一万吨以上のもの $962Dw^{-0.486}$
- (2) Dwが二千トン以上一万吨未満のもの
 $1,120Dw^{-0.486} (0.95-0.1 \frac{Dw-2,000}{8,000})$
- ニ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが二万トン以上のもの $817.5215Dw^{-0.477}$
- (2) Dwが一万吨以上二万トン未満のもの
 $961.79Dw^{-0.477} (0.95-0.1 \frac{Dw-10,000}{10,000})$
- ホ コンテナ船(次に掲げるものに限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが一万五千トン以上のもの $148.087Dw^{-0.201}$
- (2) Dwが一万吨以上一万五千トン未満のもの
 $174.22Dw^{-0.201} (0.95-0.1 \frac{Dw-10,000}{5,000})$

<p>ヘ 冷凍運搬船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが五千トン以上のもの $192.9585Dw^{-0.244}$</p> <p>(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの $227.01Dw^{-0.244} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw-3,000}{2,000} \right)$</p> <p>ト 一般貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが一万五千トン以上のもの $91.358Dw^{-0.218}$</p> <p>(2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの $107.48Dw^{-0.218} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw-3,000}{12,000} \right)$</p> <p>四 前三号に掲げる船舶以外の船舶 二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。</p> <p>イ タンカー等(次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが二万トン以上のもの $1,072.72Dw^{-0.488}$</p> <p>(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの $1,218.8Dw^{-0.488} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw-4,000}{16,000} \right)$</p> <p>ロ タンカー等(次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが二万トン以上のもの $1,072.72Dw^{-0.488}$</p> <p>(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの $1,219Dw^{-0.488} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw-4,000}{16,000} \right)$</p> <p>ハ 液化ガスばら積船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが一万トン以上のもの $985.6Dw^{-0.468}$</p> <p>(2) Dwが二千トン以上一万トン未満のもの $1,120Dw^{-0.468} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw-2,000}{8,000} \right)$</p> <p>ニ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが二万トン以上のもの $846.3752Dw^{-0.477}$</p> <p>(2) Dwが一万トン以上二万トン未満のもの $961.79Dw^{-0.477} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw-10,000}{10,000} \right)$</p>
--

<p>3</p> <p>海防二法十第六九 一項に規定する 国土交通大臣 の認定を受けた 船舶</p> <p>一の船舶(以下「船舶」 と称する)は、 次に掲げるもの をいう。</p> <p>イ タンカー等(以下「タンカー等」 と称する)は、 次に掲げるもの をいう。</p> <p>ロ タンカー等(以下「タンカー等」 と称する)は、 次に掲げるもの をいう。</p> <p>ハ 液化ガスばら積船(以下「液化ガスばら積船」 と称する)は、 次に掲げるもの をいう。</p> <p>ニ ばら積貨物船(以下「ばら積貨物船」 と称する)は、 次に掲げるもの をいう。</p> <p>三 二酸化炭素放出抑制指標の値が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。</p> <p>四 前三号に掲げる船舶以外の船舶 二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。</p>	<p>ホ コンテナ船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが一万五千トン以上のもの $153.3136Dw^{-0.201}$</p> <p>(2) Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの $174.22Dw^{-0.201} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw-10,000}{5,000} \right)$</p> <p>ヘ 冷凍運搬船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが五千トン以上のもの $199.7688Dw^{-0.244}$</p> <p>(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの $227.01Dw^{-0.244} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw-3,000}{2,000} \right)$</p> <p>ト 一般貨物船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが一万五千トン以上のもの $94.5824Dw^{-0.218}$</p> <p>(2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの $107.48Dw^{-0.218} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw-3,000}{12,000} \right)$</p> <p>一の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第二十七号から第三十一号までの船舶(以下「船舶」と称する)は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ タンカー等(以下「タンカー等」と称する)は、次に掲げるものとする。</p> <p>ロ タンカー等(以下「タンカー等」と称する)は、次に掲げるものとする。</p> <p>ハ 液化ガスばら積船(以下「液化ガスばら積船」と称する)は、次に掲げるものとする。</p> <p>ニ ばら積貨物船(以下「ばら積貨物船」と称する)は、次に掲げるものとする。</p> <p>三 二酸化炭素放出抑制指標の値が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。</p> <p>四 前三号に掲げる船舶以外の船舶 二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。</p> <p>五 指標基準省令第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船(以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」と称する)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) Dwが千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.331}$</p> <p>(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの $752.16Dw^{-0.331} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw-250}{750} \right)$</p> <p>六 指標基準省令第二項に規定するクルーズ旅客船(以下「クルーズ旅客船」と称する)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) Dwが千トン以上のもの $133.2552Dw^{-0.214}$</p> <p>(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの $133.2552Dw^{-0.214} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw-250}{750} \right)$</p>
--	--

(2) Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84Gt^{-0.234} (0.88 - 0.1 \frac{Gt - 25,000}{60,000})$$

ハ 指標基準省令第一条第五項に規定する液化天然ガス運搬船(以下「液化天然ガス運搬船」という。)(Dwが一万吨以上のもので、推進機関を有するものに限る。)(1,757,886Dw^{-0.474})

ニ 指標基準省令第十条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船(以下「ロールオン・ロールオフ貨物船」という。)(次に掲げるものに限るものとし、同条第十項に規定する自動車運搬船(以下「自動車運搬船」という。)(に該当するものを除く。)(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二千トン以上のもの 1,096.017Dw^{-0.498}

(2) Dwが千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15Dw^{-0.498} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$$

ホ 自動車運搬船(Dwが一万吨以上のもので、DwをGtで除した値が○・三未満であるものに限る。)

$$647.6988Dw^{-0.471} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$$

ヘ 自動車運搬船(Dwが一万吨以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。)(1,504,4829Dw^{-0.471})

二 平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から令和二年六月三十日までの間に建造に着手されたもの)の二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。

イ ロールオン・ロールオフ旅客船(次に掲げるものに限る。)(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが千トン以上のもの 639.336Dw^{-0.381}

(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16Dw^{-0.381} (0.9 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750})$$

ロ クルーズ旅客船(次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。)(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Gtが八万五千トン以上のもの 145.214Gt^{-0.234}

(2) Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84Gt^{-0.234} (0.9 - 0.05 \frac{Gt - 25,000}{60,000})$$

ハ 液化天然ガス運搬船(Dwが一万吨以上のもので、推進機関を有するものに限る。)(1,802,961Dw^{-0.474})

ニ ロールオン・ロールオフ貨物船(次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。)(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二千トン以上のもの 1,194.375Dw^{-0.498}

(2) Dwが千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15Dw^{-0.498} (0.9 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$$

ホ 自動車運搬船(Dwが一万吨以上のもので、DwをGtで除した値が○・三未満であるものに限る。)

$$663.306Dw^{-0.471} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$$

ヘ 自動車運搬船(Dwが一万吨以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。)(1,540,7355Dw^{-0.471})

三 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十九年十月一日から令和元年九月三十日までの間に建造に着手されたもの)の二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。

イ ロールオン・ロールオフ旅客船(次に掲げるものに限る。)(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが千トン以上のもの 676.944Dw^{-0.381}

(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16Dw^{-0.381} (0.95 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750})$$

ロ クルーズ旅客船(次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。)(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Gtが八万五千トン以上のもの 153.756Gt^{-0.234}

(2) Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84Gt^{-0.234} (0.95 - 0.05 \frac{Gt - 25,000}{60,000})$$

ハ 液化天然ガス運搬船(Dwが一万吨以上のもので、推進機関を有するものに限る。)(1,915,645Dw^{-0.474})

ニ ロールオン・ロールオフ貨物船(次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。)(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二千トン以上のもの 1,264.635Dw^{-0.498}

(2) Dwが千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15Dw^{-0.498} (0.95 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$$

備考	<p>一 その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。</p> <p>二 この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。</p>
	<p>ホ 自動車運搬船 (Dwが一万トン以上のもの、DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。)</p> <p>$702.32Dw^{-0.471} \left(\frac{Dw}{Gt} \right)^{-0.7}$</p> <p>ヘ 自動車運搬船 (Dwが一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。)</p> <p>$1,631.367Dw^{-0.471}$</p> <p>四 前三号に掲げる船舶以外の船舶 二酸化炭素放出抑制指標が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。</p> <p>イ ロールオン・ロールオフ旅客船 (次に掲げるものに限る。)</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが千トン以上のもの $699.5088Dw^{-0.381}$</p> <p>(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの</p> <p>$752.16Dw^{-0.381} \left(0.98 - \frac{0.05}{750} Dw - 250 \right)$</p> <p>ロ クルーズ旅客船 (次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。)</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Gtが八万五千トン以上のもの $158.8812Gt^{-0.214}$</p> <p>(2) Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの</p> <p>$170.84Gt^{-0.214} \left(0.98 - \frac{0.05}{60,000} Gt - 25,000 \right)$</p> <p>ハ 液化天然ガス運搬船 (Dwが一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。)</p> <p>$1,983.256Dw^{-0.474}$</p> <p>ニ ロールオン・ロールオフ貨物船 (次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。)</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが二千トン以上のもの $1,306.7895Dw^{-0.488}$</p> <p>(2) Dwが千トン以上二千トン未満のもの</p> <p>$1,405.15Dw^{-0.488} \left(0.98 - \frac{0.05}{1,000} Dw - 1,000 \right)$</p> <p>ホ 自動車運搬船 (Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。)</p> <p>$725.7348Dw^{-0.471} \left(\frac{Dw}{Gt} \right)^{-0.7}$</p> <p>ヘ 自動車運搬船 (Dwが一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。)</p> <p>$1,685.7459Dw^{-0.471}$</p>

別表二

番号	船舶	構造等
1	総トン数が二千トン以上の船舶	<p>次の各号に掲げる構造及び装置</p> <p>一 別表一1の項第一号から第十三号までに掲げる装置</p> <p>二 発電用機関 (次のいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ 燃料油 (加熱を要するものに限る。)</p> <p>の自動温度制御装置付発電機関</p> <p>ロ A重油専用発電機関</p> <p>ハ ターボ・ジェネレーター</p> <p>三 推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型 (次のいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ 推進効率改良型舵 (整流板付舵、フラップ付舵又はリング舵に限る。)</p> <p>ロ 船尾装着フィン</p> <p>ハ 燃料改質器</p> <p>ニ 空気潤滑システム</p> <p>ホ バトックフロート船型</p> <p>ヘ エラ船型</p> <p>ト 船尾バルブ</p> <p>四 船首方位制御装置</p> <p>五 サイドスラスト</p> <p>六 推進効率改良型プロペラ (プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ボツドプロペラ、プロペラ前部放射型取付翼、二軸型ボツドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。)</p> <p>七 LED照明器具 (船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合の当該LED照明器具に限る。)</p> <p>八 バルバスパウ又はバルブレス船首船型</p> <p>九 衝突予防援助装置</p> <p>十 熱効率改良装置 (排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。)</p> <p>十一 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー</p> <p>十二 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー (ポンツーン型のものを除く) を有する船舶にあつては、その動力駆動装置</p> <p>十三 コンテナ船又は重量物運搬船 (制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう) にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置</p> <p>十四 船舶検査証書 (船舶安全法 (昭和八年法律第十一号) 第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ) において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては、船舶自動識別装置</p> <p>十五 船舶検査証書 (船舶安全法 (昭和八年法律第十一号) 第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ) において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶にあつては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料が船底甲板及び船側甲板の外面で満載喫水線規則 (昭和四十三年運輸省令第三十三号) 第六十五条の二第一項 (同令第六十六条において読み替えて準用する場合を含む) の規定に基づく海水満載喫水線より下方の部分 (同法第三条に規定する船舶以外) の船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分) に塗布された船体</p>

2	総トン数が五百二十トン以上の船舶	次の各号に掲げる構造及び装置 一 別表一1の項第一号から第三号まで、第五号から第十号まで及び第十三号に掲げる装置 二 1の項第二号から第八号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置（同項第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置にあっては、それぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限る。）
3	総トン数が三百十トン以上五百十トン未満の船舶	次の各号に掲げる構造及び装置 一 別表一1の項第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十三号に掲げる装置 二 1の項第二号、第三号、第六号から第八号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置（同項第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置にあっては、それぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限る。）
4	総トン数が三百トン未満の船舶	次の各号に掲げる構造及び装置 一 別表一1の項第一号、第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる装置（燃料油を使用する船舶にあっては同項第七号の装置を、機関員居住区域を有しない船舶にあっては同項第八号の装置を、専ら短距離航行等を航行する船舶運航事業に用いられる船舶にあっては同項第十三号の装置を除く。） 二 1の項第二号、第六号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる構造及び装置（同項第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる構造及び装置にあってはそれぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限るものとし、発電用機関に軽油を使用する船舶にあっては同項第一号の装置を、プロペラを有さない船舶にあっては同項第六号の装置を、傾斜型船首を有する船舶にあっては同項第八号の装置を除く。）

備考

- 一 その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。
- 二 この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。

附 則

この告示は、令和三年八月二十日から施行する。